

地方財政法施行令の一部を改正する政令（案）の概要

1. 改正趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 8 年法律第 27 号。以下「分権一括法」という。）第 3 条の規定により、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号。以下「法」という。）が一部改正されることに伴い、地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号。以下「令」という。）の関係規定の整備を行うもの。

2. 主な内容

① 募集地方債証券等に関して定めなければならない事項（令第 33 条）

分権一括法による改正後の法第 5 条の 6 において、募集地方債証券等を引き受ける者の募集をしようとする際に定めるべき事項に係る政令への委任規定が設けられたことから、当該事項について定める。

② 地方債原簿の記載事項（令第 34 条）

分権一括法による改正後の法第 5 条の 7 において、地方債原簿の記載事項に係る政令への委任規定が設けられたことから、当該記載事項について定める。

③ 会社法の規定を準用するに当たっての技術的読替え（令第 35 条）

分権一括法による改正後の法第 5 条の 8 において、会社法の規定を準用するに当たり必要となる技術的読替えに係る政令への委任規定が設けられたことから、所要の規定の整備を行う。

④ その他

今般の法改正では、券面不発行による方法を可能としている他の制度において、募集等の発行手続や譲渡の対抗要件等の権利保護に関する事項が法律で規定されていることを踏まえ、従来政令で規定していた事項についても一部を法律に引き上げる等の整理を行ったところであり、当該対応等に伴う所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日（分権一括法第 3 条の施行日と同日）